

## 東高森団地自治会会則

（名称および所在）

第1条 本会は、東高森団地自治会（以下「自治会」という）と称し、事務所は、東高森住宅管理組合事務所に置く。

（目的）

第2条 本会は地域住民の福祉増進に関する自治、防災、および関係機関との連絡協調を図り、地域の発展に協力することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は前項の目的達成のため総務、文化、広報、民生、福利厚生等の各部等を置き、次のことを行う。（別途細則による）

- 1.部活動の推進
- 2.公共行政機関との連絡協調
- 3.会員の親睦、慶弔、見舞い
- 4.その他

（会員）

第4条 東高森団地に居住することにより会員となる。ただし1住宅1議決権を有する。

（役員および委員の構成）

第5条 本会の役員は、60階段から1名、或いは2名をもって構成し、役員の中から会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査2名（以下「会長等」という。）を選出する。また、会長等を除く役員は、第3条に定める各部に所属し、各部の中から部長、副部長を選出する。

第6条 本会は、活動するうえに、特別委員を置くことができる。

（任 期）

第 7 条 本会の役員および委員の任期は、次の通りとする。

- 1.役員は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 2.特別委員は活動内容により、その都度定める。

（役員および委員の選出）

第 8 条 本会の役員および委員の選出は、次の通りとする。

- 1.役員は各階段から 1 名互選する。ただし会長等役員の階段は 2 名を可とする。
- 2.特別委員は会長が委嘱する。

（役員欠員補充）

第 9 条 役員に欠員が生じた場合は、その該当する階段から 30 日以内に選出する。

（役員および委員の承認）

第 10 条 役員および委員の承認は次の定めによる。

- 1.役員は総会の承認を必要とする。ただし、第 9 条該当の役員は役員会での承認でこれに代え得る。
- 2.特別委員は役員会の承認を必要とする。

（役員職務）

第 11 条 役員職務を次の通り定める。

- 1.会長は本会を代表し、会を統括する
- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または、会長が欠けたとき、その職務を代行する
- 3.会長等を除く役員は、部活動を推進する
- 4.書記は会運営の実務にあたり、かつ会議の内容を記録する
- 5.会計は経理事務を処理する
- 6.会計監査は会計事務を監査する
- 7.役員および委員は、その職権を乱用し、会員の基本的人権を侵してはならない

（役員報酬）

第12条 無報酬とする。

（会 議）

第13条 会議は総会、役員会、部長会とし、会長がこれを招集する。議長は出席者より互選する。

第14条 総会は会計年度終了後60日以内に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、および、世帯の3分の1以上の要求があったとき、開催する。

第15条 総会は3分の2以上の世帯が出席したとき成立する。ただし、委任状を含む。

第16条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て可決成立する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

第17条 役員会は次の定めによる。

- 1.部長会で作成した原案を審議し決定するときに開催する。
- 2.自治会活動の推進、公共機関との関連事項、その他必要事項の討議、決定をする。
- 3.開催は原則として月1回とする。

第18条 部長会は、次の定めによる。

- 1.部長会は、会長、副会長、書記、会計および各部部長の出席をもって開催する。
- 2.役員会で討議、決議する事項の基本案を作成する。

第19条 会員は必要に応じ、会議の議事録を閲覧することが出来る。

（会 計）

第20条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第 21 条 本会の運営費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第 22 条 会費は一世帯月額 250 円とし、年 2 回徴収する。

第 23 条 予算および決算は総会の承認を得るものとする。

（会則及び細則の設定、改廃）

第 24 条 本会則及び細則の設定、改廃は総会の決議を必要とする。

（附 則）

1. 制 定 1973(昭和 48)年 4 月 1 日
2. 改 正 1974(昭和 49)年 4 月 1 日(※1)
3. 一部改正 1975(昭和 50)年 4 月 1 日(※2)
4. 一部改正 1982(昭和 57)年 4 月 1 日(※3)
5. 一部改正 1986(昭和 61)年 4 月 1 日(※4)
6. 一部改正 1990(平成 2)年 4 月 1 日(※5)
7. 一部改正 1998(平成 10)年 4 月 1 日(※6)
8. 一部改正 2004(平成 16)年 4 月 1 日(※7)
9. 一部改正 2006(平成 18)年 4 月 1 日(※8)
10. 一部改正 2015(平成 27)年 4 月 19 日(※9)
11. ①一部改正 2016(平成 28)年 4 月 17 日(※10)  
②改正後本文第 20 条は 2016 年(平成 28 年)2 月 29 日決算より適用されるものとする。

改正内容は以下の通りである

(※1)

- ① 第1条 自治会事務所を会長自宅から管理事務所に移設
- ② 第3条 渉外、広報、民生、婦人の各部の新設
- ③ 第5条 役員について書記2名新設。理事16名を22名に変更。  
監事30名新設。
- ④ 第7条 階段役員の任期について新設
- ⑤ 第8条 階段役員の選出について新設
- ⑥ 第10条 役員、委員の承認について新設。なおこの条文の差し込みにより前年度までの第10条以降は第11条以降として移行した。
- ⑦ 第17条 理事会（現役員会）の開催規定の新設
- ⑧ 第18条 幹事会の開催規定の新設。なおこの条文の差し込みにより前年度第17条は、上記第10条の差し込みと相まって第19条とした。
- ⑨ 第22条(旧第20条) 自治会費を月額50円から月額200円に変更
- ⑩ 第24条(旧第22条) 細則の設定。会則の改廃は総会決議とする旨に変更

(※2) この改正に関する議案書がないため、内容不明

(※3) 第5条 副会長1名を若干名に変更

(※4) 第3条 渉外部を廃止し、防災部を新設。これに伴い、自主防災組織規約、防災委員会規約の全文を廃止

(※5) 第22条 自治会費を月額200円から月額250円に変更。年2回徴収する旨新設

(※6) 第5条 自治会号棟理事を削除し、理事を廃止

(※7) 第3条 「防災部」を「防災・防犯部」に変更

(※8)

- ① 第5条 役員及び委員の構成内容の変更
- ② 第17条 理事会を役員会に名称変更
- ③ 第10条、第11条、第13条、第16条の2 文言整理

(※9)

① 第2条 「防災」を追加

② 第3条 「厚生、防災・防犯」を削除

③ 第5条 階段役員の構成内容の変更  
（「60 階段から各 1 名、計 60 名」を「60 階段から 1 名、或  
いは 2 名」に変更）

④ 第8条 第1項の但書を追加

(※10) 第11条から第18条の条文整理

(※11) 第3条 婦人を福利厚生に変更

## 東高森団地自治会会則第 3 条に関する細則

1. 本会業務遂行上各部の新設、廃止等は役員会の決議を得るものとする。
2. 本会は第 2 条に掲げる目的を達成する為に、必要に応じ、各種関連組織を設ける事が出来役員会の決議を得るものとする。

(附 則)

1. この細則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 慶弔・見舞 細則

(総 則)

第1条 本細則は東高森団地自治会会則第3条第3項慶弔・見舞について定める。

(慶弔・見舞の範囲)

第2条 慶弔・見舞の範囲を次のとおりとする。

1. 出産祝 会員が出産すること。ただし死産および生後14日以内に死亡した場合はこの限りでない。
2. 死亡弔意 会員が死去すること。
3. 火災見舞 世帯主の居住する住宅が火災に遭遇すること。

(慶弔・見舞の給付申請および請求書類)

第3条 給付の申請手続きおよび請求書類を次のとおりとする。

1. 給付の申請は、本細則第2条に該当した日から、原則として30日以内に本人または家族(死亡弔意の場合は役員)が、本条第2項に定める書類を作成し、役員を通じ会長に申請する。
2. 申請には、給付申請書(様式1)を用いる。

(給付費用)

第4条 給付を次のとおりとする。

1. 出産祝 祝い金 10,000円
2. 死亡弔意 香典 10,000円
3. 火災見舞 見舞金 10,000円



(附 則)

1. 本細則は昭和48年4月1日から施行する
2. 昭和50年4月1日一部改正(※1)
3. 昭和57年4月1日一部改正(※2)
4. 1989(平成元)年4月1日一部改正(※3)
5. 1994(平成6)年4月1日一部改正(※4)
6. 2012(平成24)年4月1日一部改正(※5)
7. 2015(平成27)年4月19日一部改正(※6)
8. 2019(平成31)年4月14日一部改正(※7)

改正の内容は以下のとおりである。

(※1) この改正に関する議案書がないため、内容不明

(※2) 疾病火災見舞支給対象入院月数変更(3か月以上から1ヵ月以上へ変更)

(※3) 第4条第2項変更(5,000円から10,000円に変更)

(※4) この改正に関する議案書がないため、内容不明

(※5)

① 第2条(慶弔・見舞の範囲)

② 第3条第1項(給付申請、同居家族可)

③ 第3条第2項(申請書「様式1」新設)

④ 第4条第1項第3項の改正(各5,000円)

(※6) 第2条第3項 疾病見舞を廃止。第4条 火災見舞金の変更(10,000円)

(※7) 第4条第1項 出産祝い金を10,000円に変更

これは見本です。実際用の紙はA4サイズになります。

見本

慶弔・見舞い給付申請書

年 月 日

東高森団地自治会  
会長 様

申請者 号棟 号室

氏名

続柄 [本人・同居の家族(該当する事項に○印)]

代理申請

(階段役員) 号棟 号室

氏名

記

会則第3条第3項に基づく給付細則に該当するので、以下の事項を申請します。

[該当事項に○印、空欄に必要事項を記入]

- 1. 出産祝い 年 月 日誕生 申請者との ( ) 名前  
続柄
- 2. 死亡弔意 年 月 日逝去 申請者との ( ) 名前  
続柄
- 3. 火災見舞い 年 月 日発生・被災

上記申請を受理・確認したので、細則のとおり給付する。 会長署名または印

給付・受領確認欄

階段役員 署名または印	受領者 署名または印(※)	総務部長 署名または印	備考

(※) ① 会葬時、会長が持参した場合には会長の署名を記入する。  
 ② ご遺族に直接渡せない場合は、書留郵送し、その領収証を貼付する。